

新潟県

公民館月報

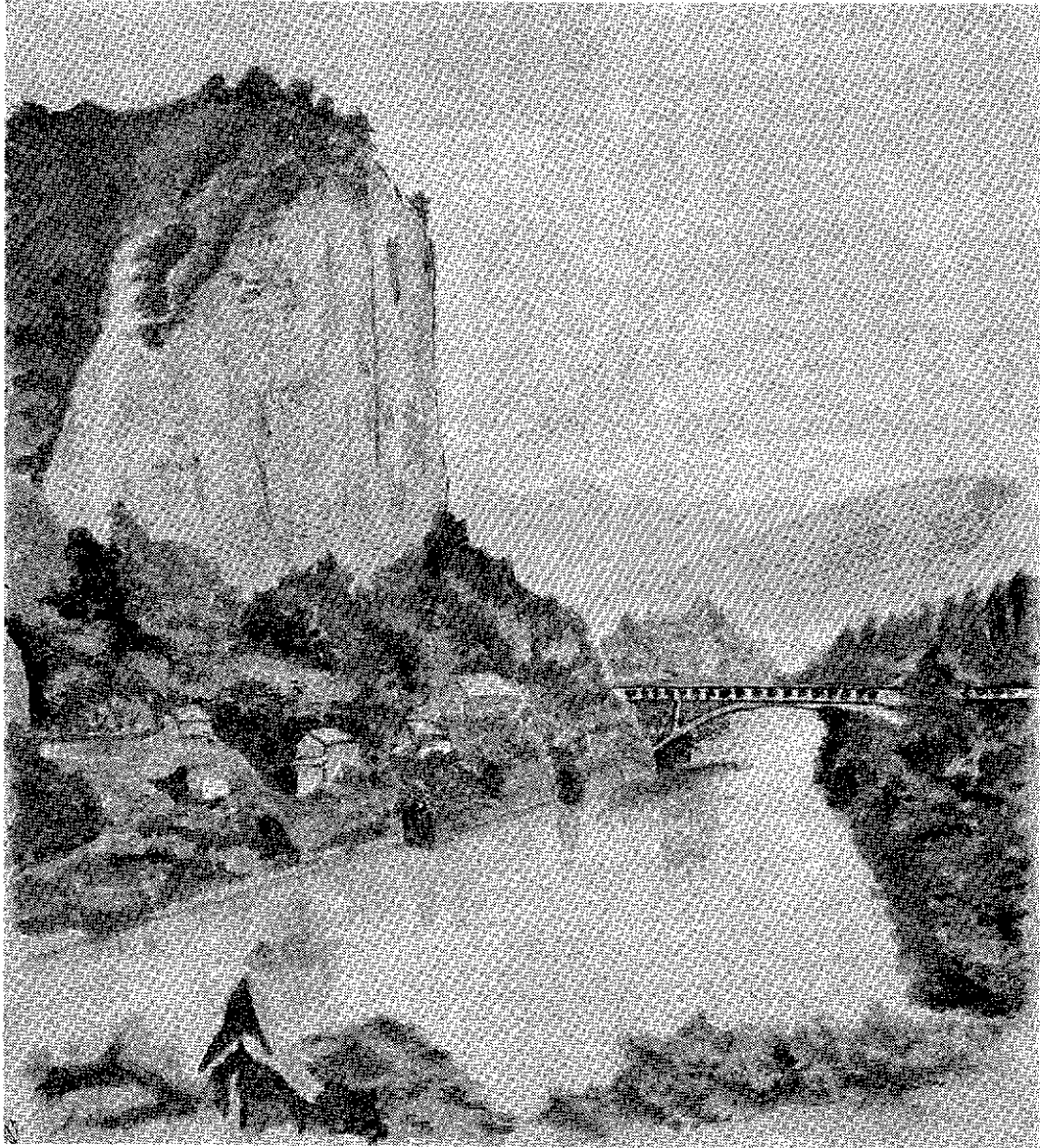
昭和52年10月号

発行所 新潟県公民館連合会

【新潟市一番町通町・県教育庁社会教育課内】
【電話・(新潟)23-5511 内線3670】【振替新潟4094】

発行人 会長 石井耕一
編集人 事務局長 本田 演

【定価1部 70円 年共・年価 840円】



奇勝・八木鼻

南蒲原郡下田村
大字北五百川にあ
る八木鼻は、守門
川にのぞんで直立
する高さ百七十メ
ートルにおよぶ一
枚岩である。隣接
する下田村の笠堀
ダム、カモシカの生息地な
どとともに景勝地として知
られている。

また、この絶壁中腹の岩
棚にハヤブサが巣をつくり
定住していたことは、古く
は江戸時代の文献にも見ら
れるが、最近では昭和三十
九年の調査でも確認され、
翌年、県の天然記念物に指
定されたが、その後は絶壁
の下の道路のクルマの騒音
のためか姿を見せなくなっ
てしまった。

また、川の水面上から四十
メートルの岩壁にくぼみがあ
り、附近から縄文・弥生
の土器片が出土し、八木鼻
の岩陰遺跡として知られて
いる。（新潟県大百科事典
による）

絵・木村狼介（三条市中央
公民館長）

新潟県公民館振興市町村長 連盟規約(案)

(名称)

第1条 この会は公民館振興市町村長連盟規約第8条により設定し、公民館振興市町村長連盟新潟県支部という。但し県においては新潟県公民館振興市町村長連盟という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は新潟市一番堀通町一県教育庁社会教育課内県公民館連合会におく。

(目的)

第3条 この会は国政ならび地方自治の基礎である人づくりを推進する公民館の振興に対する国および地方公共団体の行財政施策を拡充し公民館の整備、促進をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次のような事業を行う。

1. 公民館に対する国および県市町村の行財政措置の整備、拡充のための要請活動。
2. 公民館振興に必要な調査、研究と情報の交換。
3. 公民館振興のための懇談会の開催。
4. その他目的達成に必要な事項。

(会員)

第5条 この会員は、次のとおりとする。

1. 正会員 本会の目的に賛同する市町村の長。
2. 賛助会員 本会の事業に賛同する個人または団体の代表者。

(会費)

第6条 この会の会員は公民館振興市町村長連盟が定める会費を納めなければならない。

(入会脱会)

第7条 この会に加入および脱会をしようとするものはその旨書面をもって会長に申し出るものとする。

2. 市町村の長の改選などにより交代した場合は特に申し出ないかぎり継続して会員となる。

(役員)

第8条 この会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	2名(市関係より1名 町村関係より1名)
理事	若干名
監事	2名

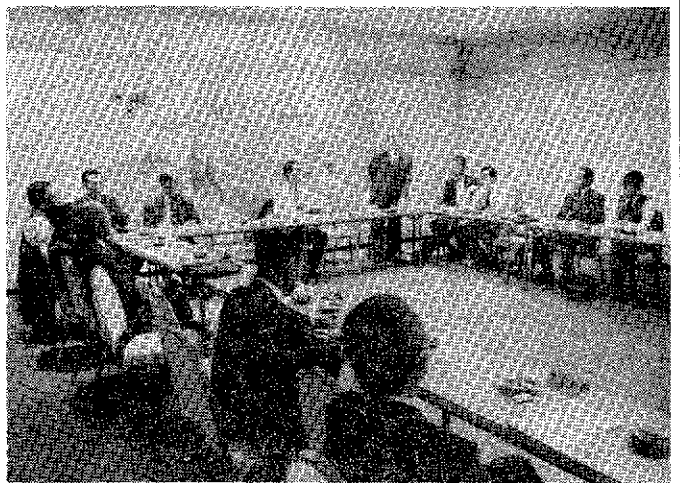
(役員を選任)

第9条 この会の役員は総会で選任する。

(役員職務)

第10条 この会の役員は次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し会務を総理し、公民館振興市町村長連盟に対する代表者となる。
2. 副会長は会長に事故あるとき、または欠けたるときその職務を代理する。
3. 理事は会の運営および重要事項を審議し執行にあたる。
4. 監事は会計を監査する。



白山会館での設立総会

全国公民館大会開催直前のさる十月六日、新潟市白山会館で「公民館振興市町村長連盟新潟県支部設立総会」が開かれた。当日、出席した三十三市町村長(代理を含む)により、会則・役員、事業計画・予算等がきめられ第一歩をふみだした。

この組織は、全国組織である「公民館振興市町村長連盟規約」による都道府県単位の支部設置事項にもとづき結成されたもの。昭和を紹介する。

会長	豊上市長
副会長	小千谷市長
理事	松代町長
理事	両津市長
理事	青海町長
理事	堀之内町長
理事	中条町長
理事	中之島村長
理事	村松町長
副会長	石井耕一
理事	星野行男
理事	秋山利作
理事	市橋保雄
理事	小野正毅
理事	大洲靖二
理事	熊倉信天
理事	斎藤泰三
理事	茂野敏郎

- 一、正会員拡充運動 公民館振興市町村長連盟正会員への加盟を前提として、県内の各市町村長から加盟してもらおうとはをきかせる。
- 二、公民館関係予算増額運動 例年、公民館振興市町村長連盟と全国公民館連合会が合同して実施している公民館関係予算増額運動に代表を送る。
- 三、研修会参加 公民館振興市町村長連盟が主催する研修会に代表を派遣し其通達解を深める。
- 四、資料発行 公民館振興市町村長連盟支部要覧を発行するとともに、関係方面へ配布して理解を深める。

公振連県支部設立

熱意ある33市町村長が結束

事業計画

公民館関係法令集

内容・教育基本法・社会教育法・社会教育施行令・公民館運営設置基準・通達「公民館基準の取り扱いについて」

A5判 34ページ

一部二五〇円送料別

公民館関係の諸会議で使用ください。

申込先・県公通事務局



どこへ行くか

吉 津 勝 栄

原社会教育協会主幹

原社会教育協会主幹

本紙八・九月号には、「公民館創立のころ」という大見出しで寺中雄氏の講演要旨、三・四月号には「公民館活動三十年の原典」として昭和二十一年に道達された文部次官通牒、いわゆる寺中構想と呼ばれる文章を再録記事として連載している。何故この一連の寺中記事がこのようにして掲載されるのか、その意図については論議はできないが、私に極めて重要な公民館創設の経緯を再録する意味を感じているものである。

最近、公民館活動に重大な関わり合いを持つ問題として、「新しいミニミニセンター」ということがクローズアップしてきている。このいわゆるミニミニセンターへの提唱は、前記事に構想を述べた公民館創設の経緯を再録する意味を感じている。

先般開催された第二十六回全体的報告書が出来上がらないと、我等公民館人は何等の抵抗や感動もなく、極めて当然のこととして受け止めていたのである。か、とするならば、これまでの公民館は一体何をしていたことになるのだろうか。

先般開催された第二十六回全体的報告書が出来上がらないと、我等公民館人は何等の抵抗や感動もなく、極めて当然のこととして受け止めていたのである。か、とするならば、これまでの公民館は一体何をしていたことになるのだろうか。

先般開催された第二十六回全体的報告書が出来上がらないと、我等公民館人は何等の抵抗や感動もなく、極めて当然のこととして受け止めていたのである。か、とするならば、これまでの公民館は一体何をしていたことになるのだろうか。

(役員の任期)
第11条 この会の役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
(事務局)
第12条 この会の事務を処理するため事務局に職員をおく。
2. 職員は理事会にはかり会長が委嘱する。
3. 事務局についての必要な事項は、別に定める。
(会 議)
第13条 この会議は、総会および理事会とする。
2. 総会および理事会は会長が招集し、その議長となる。議事は出席者の過半数をもって議決する。
(総 会)
第14条 総会は年一回開催し、会則の改廃、事業計画、収支予算、役員の選任等を決定する。
(理 事 会)
第15条 理事会は会長が必要と認めるとき必要に応じて招集し、重要事項を審議する。
(経 理)
第16条 この会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもってあてる。
(会計年度)
第17条 この会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日までとする。
(附 則)
第18条 この会の規約の改廃は総会において出席者3分の2以上の同意がなければならない。
第19条 この会に必要な細則は、理事会において定める。
第20条 この規約は、昭和 年 月 日から施行する。

補 則
1. 当連盟加入の市町村長は、常時活動を推進するため各市町村1名(教育長・社会教育課長・公民館長等市町村長のすいせんするもの)の幹事を定め、本規約第10条の3・4各項に定めた職務および総会の表決権を委任させることができる。
2. 本規約第6条にいう「県支部が別に定める会費」の年額は、次のとおりとする。
市 長たる正会員 年額 3千円
町 村 長たる正会員 年額 2千円

公 振 連 加 盟 県 市 町 村 長 名 簿

市町村名	市町村長名	市町村名	市町村長名
新潟市	川上喜八郎	寺泊町	藤田 子男
長岡市	小林 孝平	川口町	星野 輝雄
上越市	植木 公	堀之内町	大瀧 靖二
柏崎市	小林 治功	小出町	櫻井 貞二
小千谷市	星野 行男	湯沢町	森下 寛一
新尾市	渡辺 芳夫	津南町	村山 正高
燕市	南場 豊厚	小国町	牧野 功平
糸魚川市	大久保 敬	松代町	秋山 利作
加茂市	菅川 良一	名立町	岡崎 信一
阿津市	市橋 保雄	信和町	近藤 光雄
豊栄市	石井 耕一	山北町	板垣 直樹
三条市	熊倉 信夫	雲雲寺町	石井 信男
三浦町	河内 弘二	京ヶ瀬村	小林 健司
青森町	小野 正毅	盛清村	湯浅 豊治
鹿沼町	遠藤 竹次	加治川村	高橋 公則
真野町	松本 繁	黒川村	伊藤孝二郎
分水町	志田 伝	味方村	木村 晋
能生町	小林健太郎	湯東村	小林貫以智
安田町	木田 寛雄	下口町	刈屋 定一
水原町	渡辺 勇	栄村	佐藤 元彦
小須戸町	五十嵐重雄	中皇村	高橋 善作
村松町	茂野 敏郎	計	四十三市町村長

「私と公民館」の原稿募集

一年前から続稿募集してまい、上苦心を要するところですが、ありがとうございました。一実施記録シリーズに、じかひ文章で結構ですから、みは、これまでに四十編以上の心なさんの公民館で活躍しておられる利用者の方々に依頼していただく。動ぶりがうかがえて、現場から、ただ、ご投稿をお願いいたします。大へん参考になると好評をいたたく存じます。掲載の分には、だいていします。この「実施記録」と表裏をなす「私と公民館」は、若手応募が少なく、編集

(編集部)

入ったのですが、ネルソンが鉛筆でちょこちょこっと書いて、これでどうだといったので、そうかそれならばそれで引き下がろうか、ということで、ようやく社会党の人も納得を致しまして、一方「補助その他の援助を行なうことができる」は駄目で「補助その他の援助をする」というようにすべきだというんですね。これもそうなることにしたことはないのです、私が早速帰って「援助をすることができる」という「ことができる」を切って出したのです。出してから大蔵省にわかりまして、大蔵省の担当官が、眼から火が出るように私をよびつけて恐って、「大蔵省の了解も得ずして、何んだ」とえらくしかられまして、これはあやまってまた「できる」をくつつけてもらいました、そういうことでさんざんの日に合って、ようやく社会教育法、つまり公民館法が通ったのです。さっき、公民館はアメリカ色はないんだ、日本独自の私の構想だといいましたが、そういう意味ではアメリカにもいろいろお世話になったともいえます。

<公民館の新しい出発>

最後に蛇足で、これは皆さんに申しあげる程のこともないと思いますが、公民館が30年たちまして、そしていろいろな意味で、欠陥もあつたり、あまり活動が盛んでない、あるかないか判らない公民館もある、といった事情で、この際公民館は原点に立ち帰って、再出発しなければならぬ、というような意見もあるやに聞いておりますが、全くその通りで、終戦時の広漠たる国土、広漠たる事情、のもとに出発した公民館であるだけに、今まで或る程度の発展をしましたが、今や現在の政治の状況というものはご存知の通りであります。

政府の高官が「公共」と「私」との区別がつかないで、法律を犯しても、悔いることのないといふことは、誠に慨嘆すべき事ですが、しかし政治家に言わせれば、収賄ではなく、政治資金だということだと思っておりますが、また政治資金を必要とする政治が、通っている事情では、これはどうすればよい

か、これを根本的に改善する道はないものか、私はそういう意味で、何億何十億何百億も政治資金を使って、それがなければ政治が出来ない、という事情そのものを改善しなければ、政治は一向に刷新できない。公民館を引き合いに出すことは、ちょっとどうかと思いますが、公民館の精神といえますか、政治資金を使わないで、本当の話し合いをする場所、政治はお互の話し合いの中から出て来るものですから、お互が心信を吐露して、そして話し合いをする。そこに新しい、みずみずしい政治が出て来ると思うのです、そういう意味で、政党の公論の場、討論の場を設けて、皆んなが利用する習慣がつからなければ、意味がないと思うのですが、政治資金というものは、大部分飲食の経費なんですね。いろいろなところで、いろいろな話をして、いろいろな金を使って、何十億にもなるのです。そういうものを使わないで、いわゆる公民館に準じたような公論の場、もちろん自民党も社会党も会館をもっておりますが、しかしそのようなものがあまり使われないで、料理屋のようなところで、政論が行なわれる。また各党は会館をもっているが、少ないと思います。そして各党が利用もでき、政治の議論をするときは、必ずそこで経費のかゝらない議論をすることが、習慣づけられることによって、政治の新しい正しいあり方が生まれて来ると思いますが、政治はそんな簡単なものではないといわれますが、とにかくその問題を解決されなければ、日本は腐敗した政治に追いまわされて、迷惑をするのは国民であります、いわゆる政治に、正しい認識をうちたてることのはかに、施設に新しい構想を入れたようなものを打ちたてていくことで、明るい政治の道が開けるように感じるわけですが、その点皆さんとともに、何とか過去の腐敗した、政治を乗り切って、正しい政治になるように、お互に努力しなければならないと感じ、その意味で原点に帰って、公民館のあり方をうちたてる必要がある、というふうに感じている次第であります。(終)

社会教育広報と公民館報

▽広報の研究をライフ・ワークとして
▽三十年の研究と実践を重ねた著者が
▽社会教育に集点を合わせた新著

著者 社団法人・全国公民館連合会副会長
公民館法策定委員会事務局長 長瀬道隆

発行所 日常出版株式会社
A5判 定価 二、五〇〇円
上製本 送料 二〇〇円

種 上 亮 一

序章 社会教育広報の重要性
I 広報の基礎知識
第一章 広報の基礎理念
第二章 広報活動の企画
第三章 訴求の技術と人間性
II 公民館報の編集と発行
第四章 館報による広報の基本問題
1 広報における館報の地位 2 単独の館報と合同の広報紙 3 館報と一般行政広報との関係 4 館報の基本設計 5 営業広告掲載の可否

第五章 編集企画と取材
1 記事の種類と集め方 2 編集企画と面談で
3 記事の種類と集め方 4 取材の方法と心がまえ

第六章 記事原稿の書き方
1 原稿用紙の選定と使い方
2 広報文章の要素
3 用字・用語(並用漢字)
4 現代かなづかい・送り仮名 5 句読点と記号
6 文の組み立て 7 ニュース記事の特徴

第七章 紙面づくりの技術
1 編集進捗論とレイアウト 2 見出しのつけ方
3 写真とカットの活用
4 紙面づくりの実際 5 校正

第八章 視聴覚媒体の利用
1 媒体の多角的利用と補

第九章 パブリシティ
1 新聞・放送の利用 2 1 新聞・放送の利用 2

第十章 広報活動
1 広報の意義と広報との関係 2 広報活動の実際
3 広報の結果処理
第十一章 調査と測定
終章 跋四題
1 広報の責任は館長にある 2 担当者は有るべきもの 3 弁護士をもたない被告 4 愛情は最良の技術である。

県公連であつせん

公民館創立のころ

公民館創立の先達

③

寺中作雄氏の講演要旨から

当時の政党は、自由党、民主党、共同党、社会党、共産党、このような政党でありましたが、与党は自由党であります。自由党の人がどうして社会教育を反対するか、といえば、この社会教育法の中に、公民館は市町村が設置するという、第21条の規定、第35条で国庫は公民館を設置する市町村に対し、予算の定めるところに従い、その運営に要する経費の補助、その他必要な援助、を行なうことができる、ということ、こんなことは今日では当り前のことになって、大して意味がないように思われますが、これが当時は意味があったわけでありました。与党の関係でも、公民館の必要は大いに感じる、しかしこの公民館を建てる経費は、各市町村とも、全然無い、公民館どころではない。学校もつくらなければならない、いろいろな施設もつくらなければならない、市町村の仕事は山ほどあって、とても公民館まではいかない。それも国が根本的に補助をして、国がつくるならば賛成だけれど、国は補助を行なうことができる程度では、市町村は金ばかりかかって、施設ばかり出来ても困る、反対だ。という人も相当あったわけでありました。また社会党は公民館ができるが、中味は相変わらず封建思想であって、いわゆる反動的である、即ち公民館運営審議会の委員は、社会教育委員の出来ているところは社会教育委員がやる、ということになっているが、公民館の運営審議会の委員は、学校の長、或は市内の教育、学術、文化、産業、労働、事業の協力者、その他学識経験者、ということになると、結局、従来のボスが、委員をやるので、それでは新しい教育にはならない、そのような反動的な施設を興すのでは公民館は意味がない、ということから、いわゆる左派の人は反対するというような事情で、文教委員会では公民館法、つまり社会教育法は大いに論議されました、けれども結局反対が多く、これは否決だ、審議未了で次期にでもやるか、というようなことで、一向乗り気になっ

ないわけでありました。私は担当の責任者でありますから、文教委員の事務所を回りました、それは誤解ですから、といったのんで回るわけでありました。ところが、駄目だ、駄目だ、否決だ、という声が強いのであります。私もついに、さじを投げそうになったのであります。中で助け舟を出してくれまして、しかしこの仕事は文部省で一生懸命にやっているし、一体 G. H. Q. がこれをどう考えているか、占領軍がこれに賛成しているならば、これも、まあいいところもあるんだらう、それがあまり賛成でもないという空気なのかどうか、一度聞きに行ってみよう、ということをした人が居られるんですね。それはいいところに気がつかれた。それでは皆さんで行きましょう。それから各党の代表者を1人づつ選びまして、5人ばかり、私が引き連れて、G. H. Q. の担当官のネルソンさんのところに行きました。ネルソンさんは、私と非常にウマが合いました、一種の友達みたいな気持ちで、つき合っておりましたが、その間には、我が家によんで手料理を食べさせたこともありまして、或る程度、薬がきいておりますから、ネルソンさんに口を開いてもらえば大丈夫だという気がいたしました。それで5人で合って、それぞれ反対理由を言うわけです、ことに社会教育委員の選考について、教育長が候補者を出すのですが、教育長が候補者を出すのでは駄目だということ、政党の人がいうわけですが、そういうことをいわれるとネルソンさんも困りまして、それではこうしたらどうだ、といって改正案を出してくれたのです、第15条の4項がネルソンさんの意見で入ったと思うのですが、教育長が作成して提出する候補者名簿で、委嘱する。ところが前項の候補者名簿が不適當であると認めるときは、教育長に対して再提出を命ずることができる、ということを入れたと思うのですけれど、そういうことで多少再提出させて悪いと思えばやり直してもよい、という。こんなおかしい規定が

新潟市大形分館



盛んな少年野球大会

先頭に立つ自治会長

リーダー養成へ球技と剣道

少年教育に焦点を合わせ、球技大会と剣道大会とをいわれながら、その対策はあまり進んでいない。自治会長は、最も重要な教育と考へ、関係機関と協力して、少年教育事業を展開している。

その一、二を紹介してみよう。

少年球技大会

ねらい 子ども会の育成
球技技術の向上
進歩感の醸成

種目 小学生 男子 野球
 女子 ドッチボール
 中学生 男・女 バレー
 ポール

これは、長期休暇中の最大行事として計画実施されているものである。この大会を成功させるため、事前準備として、自治会長会議・指導員会議等を開き、趣旨を説明し理解と協力を得る。大会運営には、公民館・青少年育成協議会が中心となり、関係機関団体の協力を得て運営している。出場チームの編成には、自治会長が責任をもって編成に当たっている。

会場 野球 小・中学校運動場

実践記録シリーズ

30

「実践記録」のあれこれ、いろいろと反響を呼んでいます。あなたもぜひ書いてみてください。



少年剣道教室で心身の鍛錬

少年リーダー教室

ねらい レクリエーション活動を通して友情・協力の心を育て、リーダーとしての知識技術の習得をはかる。

主な内容

- 五月 オリエンテーション 五編
- 六月 歌謡指導・ゲーム・フオーダンス実技指導
- 七月 キャンプの実習・キャンプファイヤーの持ち方
- 八月 交通規則・自転車正しい乗り方
- 九月 少年自然の家宿泊・オリエンテーション
- 十月 少年自然の家宿泊・オリエンテーション

少年剣道教室

ねらい 子ども達の心身を鍛錬し、礼儀を身につけ、友情を重んじ、努力の態度を養う。

五十一年八月に開設し、今年で二年目である。剣道は厳しく、それでも受講生は、暑さ・寒さにもかかわらずガン張り通した。初年度は「剣道の基本」指導にとどまり、本年度は、防具を習得させ本格的指導を進める計画である。

受講生 小学生四年以上五〇名
(うち女子五名)

練習日 毎週土曜午後二時三〇分～五時

場所 大形小学校

講師 市剣道連盟関係者

本館は保護者会を結成し、剣道の発展にバックアップすることになった。

また、新転入者を募集し、剣道の発展と少年の健全育活動の推進していきたい。

小池正雄(新潟市大形分館士長)

公民館って何

和 佐藤

集まれば、夕トキと懐きの公民館といわれて久しい。曰く、施設が、人が、金がか、この古くて新しい問題を新しい年も追って来たような気がしてならない。二十六回大会を教えたも、昨年よりは年が、来年はといった話がいづもの年でもなかなかでない。「メンネリ化した」「同じ学習の方法」といわれるが、現物に立ってみれば、最低限昨年並の事業をどう考える。このシレンマからいつかは脱皮したい、いなくてはならないと考える人が集う。

起死回生の妙案は、採り続けられた二十数年間ではなかったか、世では逆転の発想という本が売れに売れている。成人男子はなせ来っていないか。経費を忘れ、政治をきけ公民館ではないか、そんな考えが胸を去らない。

然し、この道は長く遠い道なのだとは、各人がそれぞれ自身に務めている。『飛躍の発展』と云うタイトルが、いすここの政協の団結・改革・前進と同じように白々しく見えてのが私一人であらばよいのだが。

(白越大会にて・堀之内町公民館長)

住民の交流と連帯感を深めるためにも大きな役割を果している。

その二

十一月 フォークダンス・歌唱指導

十二月 クリスマスの集い・カルタ作り

一月 新年カルタ大会

二月 別れの集い

これ等の指導には、青少年育成指導員・先生が主として当たっている。心からリーダーとして育つことを急願している。

その三

十二月 リンク その他

十一月 フォークダンス・歌唱指導

十二月 クリスマスの集い・カルタ作り

一月 新年カルタ大会

二月 別れの集い

これ等の指導には、青少年育成指導員・先生が主として当たっている。心からリーダーとして育つことを急願している。

公民館の目的と理念

1. 公民館活動の基底は人間尊重精神の展開
2. 公民館活動の核心は生涯教育態勢の確立
3. 公民館活動の目標は住民自治能力の向上

「公民館のあるべき姿と今日的指標」より要約

三島町公民館

論語に「六十にして耳はたう」とある。

齢六十の坂を越して考えるに、誰もがより健康で、明るく、より豊かな生活が出来、そして文化的生活の態度に欲したりと、願う心は同じであると思う。

私の幼なかつた頃には、ラジオもテレビもなかった。それが今では、科学技術の進歩で人々の暮らしが豊かになり、文化面にいたるまで一大変化を遂げました。ここに生涯教育の必要性も感じます。

いま募集しています

青年海外協力隊は、1年に2回、春・秋に隊員を募集します。技術・技能をもったボランティア精神にもえた青年たちが応募します。期間は2年間、年齢は20才～35才。但し、出発前に4カ月間の訓練をうけます。あなたの周囲に推せんできる青年はいませんか……。今回のメ切は11月30日です。

お問い合わせは

新潟県総務部県民広報課 外事係

〒951 新潟市学校町通1

TEL 0252-23-5511

団結・協調・友情の輪

ただいま野球人口三百人

さて、わが三島町では、「お互いに人格を尊重しあひ住みよい地域社会をつくる」ことをめざして

している。個人の尊重は、人権の尊重として基本的なものである。一方、地域集団への所属意識を忘

れて自己中心的、エゴイズムの人となっていない。そこで、教育とは

「お互いに人格を尊重しあひ住みよい地域社会をつくる」ことをめざして

している。個人の尊重は、人権の尊重として基本的なものである。一方、地域集団への所属意識を忘

れて自己中心的、エゴイズムの人となっていない。そこで、教育とは

「お互いに人格を尊重しあひ住みよい地域社会をつくる」ことをめざして

している。個人の尊重は、人権の尊重として基本的なものである。一方、地域集団への所属意識を忘

れて自己中心的、エゴイズムの人となっていない。そこで、教育とは

教育者であると同時に伝いたところ、三十人を繰る参加者と創造であると思う。ひとりの力を得た。おかげで前述の希望を達成できる人間づくり、つまり、り入れた大会をも得たし、さら

自分の足で立ち、自分の頭で考え、そしてその正しい考えを自分

の意志で実行にうつして行く人間、口三百人を繰るに幸り、朝野球

をつくることであると思う。以上もそれは大したものに成長を端的に言えは、自立・自立・自

力での個人の成長と個々の集団づくりが大切ということである。

私もこの町では、例年三島まつりが盛大に行なわれている。その

祭行事の一環に職域野球大会が組

み込まれている。これには、町内

の職場で働いている者との条件が

あるが、古い歴史と伝統をもつて

いる大会である。ところが、打ち

合わせの時、代表者の声に「三島

町の住民でありながら、職場が遠

隔であることから仲間はずれに

されることは納得できない」との異

議中してがあり、胸がぐっとう

まった。そこで話し合い。伝統あ

る三島まつりの野球大会にのみま

主催者
 全国公民館連合会
 地区公民館連絡協議会
 新潟県公民館連合会
 新潟県教育委員会
 新潟市教育委員会

第26回全国公民館大会は
 皆さんのお力添えにより
 大盛會に終わりました

あの頃のこと



よくも 飛んだものだ ④

波部 一郎

(一五、〇〇〜一七、〇二)
途中、天候不良、雲・雨の中を飛ぶ。東洋一というホテル、デスとき飛行服の左脇に「日の丸」がインデス泊り。夜、バンドブきのジャブ会館で一杯。

更に飛び、この頃はジャブ島で年を越すことになる。
十二月三十一日
(マラン九、四五) ジャカルタ

のみに。次の作戦のため、隊が増強され、四月に北朝鮮で準備、このとき飛行服の左脇に「日の丸」が付けられた。そして終戦。八月二十日まで飛び続け、南鮮で武装解除、十月に復員。操縦桿を握り続けた。授賞時間おおよそ三千二百時間。激戦と運命を切り抜けて、よくも飛んだものだ」と私は思っている。

(元澤川町公民館主事)

十二月十三日
三時三〇分離陸、処々に雲雲あり。五時少し前、利権の如き月空、雲を飛ぶ。ムン島近くで出る。レイテ島上層雲なしの快晴、低空にて進入、山間に霧ありその下より降下、白雲下に出て帰還。昨日出発の中隊機、未だ還らず。
宿舎にて

せねばならぬ、二つ並んだ星も注ぎ見ると見るといつか、帰りは低空、雲を飛ぶ。ムン島近くで変わって前席に居れば、ついで口裏、ネグロス島空輸という可憐な作戦がつづけられた。
この頃の出撃可能機は二二機位であった。
十二月二十三(日)サイゴンにて
昭南(ジャカルタ)

特有の赤い石原でひと休み、今朝五時起き、六時四十五分離陸し、昭南を目ざすも天候不良、ジャカルタに着陸。昭和十九年も残り数時間、半裸体、霧の陰で年末の感にひたる。
年が明け、昭南(シンガポール)、サイゴン、台湾に帰り、三月に九州の基地に。この時、二機
次号から「教諭兼公民館主事」と題し、前県主任社教主事野添氏が三回にわたって執筆します。
編者

公民館振興市町村長連盟支部の結成準備、第26回全国公民館大会開催準備等、大きな事業をかかえながらの本紙の編集作業というのは、心理的にかなり重圧でした。しかし、月刊紙であれば、月によってたとえ出来がよからうがわるからうが発行していかなければなりません。十一月一日、消すことのできる灯だと思っただけで、書いています。皆様のご寄稿をお待ちしています。次号は全国大会特集を組む予定です。(本)

午前中は昼食後も寝不足の苦痛が仲々癒すかたず、ごろりとなる。体も相当に疲労して来た様だ。今朝時過ぎの起床つらし、又、体も何となくだるし。色々と心して休養しているんだが、衛生兵を呼んで消毒剤の注射。又、明朝から動こう、体ごまごまつつつか。
十二月十四日

昨日同様、二時起床して朝食、飛行場へ、二時半離陸、雲上を飛べしレイテ島オルミック飛行場を攻撃、昨日、再襲隊が敵戦闘機に再度出会った話あり、充分警戒して飛び、上層雲明るくは離れて美しく夜明けの空も、まぶし過ぎる不気味だ。
変わった風のまよりのまよりの注意

中隊の応援、所屬の三中隊はこの日、全機未帰還という状況。オルミック攻撃から更に目標が海三時間飛行した頃、左後方よりボイキング現れる。幸い雲あり、雲間を縫って三時着陸。
十二月二十四日
サイゴン、昭南
(九〇五〜一三、三〇)
昭南(ジャカルタ)

研修テキスト 公民館経営ハンドブック<4分冊>

日常出版株式会社
監修 湯上二郎 著者 湯上二郎 著者 湯上二郎
著者 湯上二郎 著者 湯上二郎
A5判・4冊セット(函入) 定価3,000円
送料120円
各冊・定価800円
送料120円
現代公民館研究会/編

●主な目次と執筆者

第1分冊 公民館の使命と組織		
1 生涯教育と公民館	湯上二郎	湯上二郎
2 公民館の歴史	安原昇	安原昇
3 コミュニティの形式と公民館の役割	湯上二郎	湯上二郎
4 館長と主事の職務	吉瀬純一	吉瀬純一
5 公民館運営審議会の運営	光安常喜	光安常喜
第2分冊 公民館の経営と管理		
1 公民館と法律問題	伊藤俊夫	伊藤俊夫
2 公民館の設計と施設管理	林健生	林健生
3 公民館の予算編成と経理	西谷悟博	西谷悟博
4 公民館経営の診断	朝比奈木	朝比奈木
5 図書館や博物館との連携	佐々木実	佐々木実
第3分冊 公民館活動の企画		
1 公民館活動の立案	安原昇	安原昇
2 公民館活動の評価	岡本包治	岡本包治
3 公民館調査の進め方	渡辺史直	渡辺史直
4 公民館広報の着眼点	渡辺義充	渡辺義充
5 クラブ・サークルの育成	沢田正夫	沢田正夫
第4分冊 公民館活動の展開		
1 学級・講座の開設と運営	春日英明	春日英明
2 集会・行事の企画と運営	楠谷忠洋	楠谷忠洋
3 図書室の利用と相談事業	中島俊一	中島俊一
4 視聴覚教育の技法	宮本	宮本
5 体育・レクリエーション活動	日本レクリエーション協会	日本レクリエーション協会

※各分冊ごとに……
①公民館質問箱 ②公民館関係文献の解題と要録
巻末に①公民館年表 ②索引を掲載・県公連でありません

あとがき